

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-22678  
(P2005-22678A)

(43) 公開日 平成17年1月27日(2005.1.27)

(51) Int. Cl. <sup>7</sup>	F I		テーマコード (参考)
B65D 77/20	B65D 77/20	H	3E033
B65B 51/10	B65B 51/10	N	3E067
B65D 1/04	B65D 1/04	A	3E084
B65D 53/00	B65D 53/00	A	3E094

審査請求 有 請求項の数 7 O L (全 11 頁)

(21) 出願番号	特願2003-188407 (P2003-188407)	(71) 出願人	000116297 エスピー食品株式会社 東京都中央区日本橋兜町18番6号
(22) 出願日	平成15年6月30日 (2003.6.30)	(74) 代理人	100062225 弁理士 秋元 輝雄
		(72) 発明者	高橋 惣治 東京都板橋区宮本町38-8 エスピー食品株式会社内
		(72) 発明者	引地 明夫 東京都板橋区宮本町38-8 エスピー食品株式会社内
		Fターム(参考)	3E033 AA10 AA11 BA16 BA30 BB08 CA20 DA02 DA08 DD01

最終頁に続く

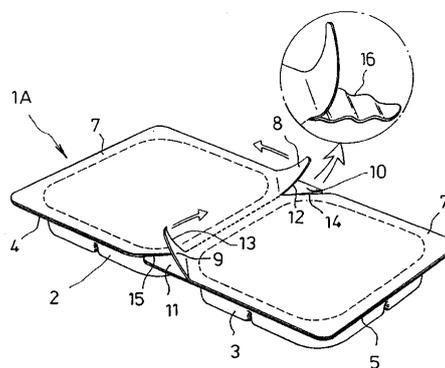
(54) 【発明の名称】 包装容器およびその製法

(57) 【要約】

【課題】 子供、病人など指先の力の小さい人であってもこぼすなど内容物に悪影響を与えることなく容易に蓋材を剥離して開封できる包装容器およびその製法を提供する。

【解決手段】 少なくとも2個の包装容器本体を、これらの包装容器本体に形成したフランジ部を介して相互に切り放し可能に連結した複数の包装容器本体のフランジ部とシート状の蓋材をシールした包装容器であって、前記連結部の両端部の少なくとも1端部に位置する前記蓋材部分は前記フランジ部とシールされておらず前記蓋材を開封する際の開蓋用耳部として使用可能に形成されている包装容器により課題を解決できる。

【選択図】 図1



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

少なくとも 2 個の包装容器本体を、これらの包装容器本体に形成したフランジ部を介して相互に切り放し可能に連結した複数の包装容器本体のフランジ部とシート状の蓋材をシールした包装容器であって、前記連結部の両端部の少なくとも 1 端部に位置する前記蓋材部分は前記フランジ部とシールされておらず前記蓋材を開封する際の開蓋用耳部として使用可能に形成されていることを特徴とする包装容器。

**【請求項 2】**

前記開蓋用耳部は前記蓋材を開封する方向に向けて端部に切り込み部あるいは切り放し可能部が設けられて形成されていることを特徴とする請求項 1 記載の包装容器。

10

**【請求項 3】**

前記連結部の両端部の少なくとも 1 端部に位置する前記フランジ部に前記蓋材を開封する方向に向けて端部に切り込み部あるいは切り放し可能部が設けられて開蓋用補助耳部が形成されていることを特徴とする請求項 1 あるいは請求項 2 記載の包装容器。

**【請求項 4】**

前記開蓋用補助耳部に凹部および/または凸部が形成されていることを特徴とする請求項 3 記載の包装容器。

**【請求項 5】**

密封包装容器であることを特徴とする請求項 1 から請求項 4 のいずれかに記載の包装容器。

20

**【請求項 6】**

少なくとも 2 個の包装容器本体を、これらの包装容器本体に形成したフランジ部を介して相互に切り放し可能に連結した複数の包装容器本体のフランジ部とシート状の蓋材を重ね合わせてシールして包装容器を製造する方法であって、前記連結部の両端部の少なくとも 1 端部に位置する前記蓋材部分が前記フランジ部にシールされず前記蓋材を開封する際の開蓋用耳部として使用可能に形成することを特徴とする包装容器の製法。

**【請求項 7】**

少なくとも 2 個の包装容器本体を、これらの包装容器本体に形成したフランジ部を介して相互に切り放し可能に連結した複数の包装容器本体のフランジ部とシート状の蓋材を重ね合わせてシールして包装容器を製造する方法であって、前記連結部の両端部の少なくとも 1 端部に位置する前記蓋材部分に対応する前記フランジ部に凹部および/または凸部を設けて、前記蓋材部分に対応する前記フランジ部にシールされず前記蓋材を開封する際のそれぞれ開蓋用耳部および開蓋用補助耳部として使用可能に形成することを特徴とする請求項 6 記載の包装容器の製法。

30

**【発明の詳細な説明】****【0001】****【発明の属する技術分野】**

本発明は、長期保存性に優れる包装容器およびその製法に関するものであり、さらに詳しくは、蓋材をシールした包装容器の内容物に悪影響を与えることなく蓋材を容易に剥離できる包装容器およびその製法に関するものである。

40

**【0002】****【従来技術】**

従来、図 5 に示したように、2 個の包装容器本体 20、21 がそれぞれのフランジ部 22、23 の一部を介して相互に連結した包装用容器 24 であって、包装用容器 24 の前記フランジ部 22、23 の端部 25、26 に凹凸部 27、28 が形成されたものが提案されている（例えば、特許文献 1、2 参照）。

**【0003】****【特許文献 1】**

意匠登録第 1072798 号公報

**【特許文献 2】**

50

意匠登録第1073442号公報

【0004】

【発明が解決しようとする課題】

図5に示した包装用容器24の包装容器本体20、21内に図示しない内容物を入れた後、包装用容器24のフランジ部22、23と、フランジ部22、23の形状や大きさと同じシート状の蓋材29を対接させてシールした包装容器30を図6に示す。

図6に示したように、フランジ部22、23とシート状の蓋材29がシールされて図示しない内容物が包装されているが、前記フランジ部22、23の端部25、26においては、対応する位置にある蓋材29の蓋材部分31、32が前記端部25、26にシールされておらず、図示しない内容物を取り出すために蓋材29を開封する際の開蓋用耳部31、32として使用可能に形成されている。

10

そして、図6に示すように、図示しない内容物を取り出す際には、開蓋用耳部31、32を白矢印で示した方向に引っ張って蓋材29を剥離して開封することができる。端部25および26は、通常、開蓋用補助耳部として使用される。すなわち、片手で端部25あるいは26を保持して包装容器30を固定するようにし、他方の手で開蓋用耳部31あるいは32を白矢印で示した方向に引っ張ると蓋材29を剥離して開封することができる。しかし、開蓋用耳部31、32あるいは開蓋用補助耳部として使用される端部25、26は大きさ、寸法が小さいため、指先の力の大きい人であれば上記のようにして蓋材29を剥離して開封することができるが、子供、病人など指先の力の小さい人は容易には蓋材29を剥離して開封できないという問題があった。

20

【0005】

本発明の第1の目的は、子供、病人など指先の力の小さい人であっても内容物に悪影響を与えることなく容易に蓋材を剥離して開封できる包装容器を提供することであり、本発明の第2の目的は、そのような包装容器を容易に製造できる製法を提供することである。

【0006】

【課題を解決するための手段】

本発明者等は、上記問題を解決するため鋭意研究を重ねた結果、包装容器本体に形成したフランジ部の一部を介して相互に切り放し可能に連結した複数の包装容器本体を用いた包装容器の前記連結部の両端部の少なくとも1端部に開蓋用耳部や開蓋用補助耳部を形成することにより課題を解決できることを知見し、本発明を完成するに至った。

30

【0007】

すなわち、上記課題を解決するための本発明の請求項1の包装容器は、少なくとも2個の包装容器本体を、これらの包装容器本体に形成したフランジ部を介して相互に切り放し可能に連結した複数の包装容器本体のフランジ部とシート状の蓋材をシールした包装容器であって、前記連結部の両端部の少なくとも1端部に位置する前記蓋材部分は前記フランジ部とシールされておらず前記蓋材を開封する際の開蓋用耳部として使用可能に形成されていることを特徴とする。

【0008】

本発明の包装容器は、各包装容器本体がフランジ部を介して相互に切り放し可能に連結されているので、必要に応じて個々の包装容器本体を切り放して使用することができる。包装容器の連結部の両端部の少なくとも1端部に開蓋用耳部を形成することにより、開蓋用耳部の大きさ、寸法を従来よりおよそ2倍に大きくすることができるため、子供、病人、女性など指先の力の小さい人であっても内容物に悪影響を与えることなく容易に蓋材を剥離して開封できる。

40

【0009】

本発明の請求項2の包装容器は、請求項1記載の包装容器において、前記開蓋用耳部は前記蓋材を開封する方向に向けて端部に切り込み部あるいは切り放し可能部が設けられて形成されていることを特徴とする。

【0010】

50

蓋材を開封する方向に向けて端部に切り込み部あるいは切り放し可能部（例えばミシン目など）が設けられていると、切り込み部あるいは切り放し可能部を切り放すなどして得られる開蓋用耳部を手でしっかり保持したり掴み易くできるので開蓋用耳部の使用勝手がよくなる。

【0011】

本発明の請求項3の包装容器は、請求項1あるいは請求項2記載の包装容器において、前記連結部の両端部の少なくとも1端部に位置する前記フランジ部に前記蓋材を開封する方向に向けて端部に切り込み部あるいは切り放し可能部が設けられて開蓋用補助耳部が形成されていることを特徴とする。

【0012】

前記フランジ部に前記蓋材を開封する方向に向けて端部に切り込み部あるいは切り放し可能部（例えばミシン目など）が設けられていると、切り込み部あるいは切り放し可能部を切り放すなどして得られる開蓋用補助耳部を手でしっかり保持したり掴み易くできるので開蓋用補助耳部の使用勝手がよくなる。

【0013】

本発明の請求項4の包装容器は、請求項3記載の包装容器において、前記開蓋用補助耳部に凹部および/または凸部が形成されていることを特徴とする。

【0014】

開蓋用補助耳部に凹部および/または凸部が形成されていると手でしっかり保持したり掴み易くなる上、包装容器本体のフランジ部とシート状の蓋材をシールする際に、開蓋用補助耳部に対応する位置にある蓋材が開蓋用補助耳部にシールされず、容易に開蓋用耳部および開蓋用補助耳部を形成できる。

【0015】

本発明の請求項5は、請求項1から請求項4のいずれかに記載の包装容器において、密封包装容器であることを特徴とする。

【0016】

内容物の密封性、長期保存性に優れる。

【0017】

本発明の請求項6は、少なくとも2個の包装容器本体を、これらの包装容器本体に形成したフランジ部を介して相互に切り放し可能に連結した複数の包装容器本体のフランジ部とシート状の蓋材を重ね合わせてシールして包装容器を製造する方法であって、前記連結部の両端部の少なくとも1端部に位置する前記蓋材部分が前記フランジ部にシールされず前記蓋材を開封する際の開蓋用耳部として使用可能に形成することを特徴とする包装容器の製法である。

【0018】

本発明の製法により、本発明の包装容器を容易に製造できる。

【0019】

本発明の請求項7は、請求項6記載の包装容器の製法において、少なくとも2個の包装容器本体を、これらの包装容器本体に形成したフランジ部を介して相互に切り放し可能に連結した複数の包装容器本体のフランジ部とシート状の蓋材を重ね合わせてシールして包装容器を製造する方法であって、前記連結部の両端部の少なくとも1端部に位置する前記蓋材部分に対応する前記フランジ部に凹部および/または凸部を設けて、前記蓋材部分に対応する前記フランジ部にシールされず前記蓋材を開封する際のそれぞれ開蓋用耳部および開蓋用補助耳部として使用可能に形成することを特徴とする。

【0020】

開蓋用補助耳部に凹部および/または凸部が形成されていると手でしっかり保持したり掴み易くなる上、包装容器本体のフランジ部とシート状の蓋材をシールする際に、開蓋用補助耳部に対応する位置にある蓋材が開蓋用補助耳部にシールされず、容易に開蓋用耳部および開蓋用補助耳部を形成できる。

【0021】

10

20

30

40

50

**【発明の実施の形態】**

以下、本発明を図面を用いて詳細に説明する。

図1は、本発明の包装容器の一実施の形態を説明する説明図である。

図2は、本発明の包装容器の他の実施の形態を説明する説明図である。

図3は、本発明の包装容器の他の実施の形態を説明する説明図である。

図4は、本発明の包装容器の他の実施の形態を説明する側面説明図である。

**【0022】**

図1において、本発明の包装容器1Aは、2個の包装容器本体2、3（フランジ部長さ約20cm、フランジ部幅約10cm、包装容器本体開口部約8cm×8cm、高さ約2.5cm、厚さ約300～500μm、ポリプロピレン、エチレンビニルアルコール共重合体）がそれぞれのフランジ部4、5の1端を介して相互に切り放し可能に連結されており（6はミシン目が施された連結部を示す。連結部6を必要に応じて分離することにより包装容器本体2、3を個々に分離できる）、そして包装容器本体2、3内に図示しない内容物を入れた後、フランジ部4、5と、フランジ部4、5の形状や大きさと略同じシート状の蓋材7（ポリエチレンテレフタレート、ポリプロピレン、アルミニウム箔、厚さ約30～100μm）を对接させてシールして図示しない内容物が密封されている。

**【0023】**

連結部6の両端部に位置する蓋材部分8、9は、蓋材部分8、9にそれぞれ対応するフランジ部4、5の部分10、11とシールされていない。そして蓋材部分8、9は蓋材7を開封する際の開蓋用耳部8、9として使用可能に形成されており、フランジ部4、5の部分10、11は開蓋用補助耳部10、11として使用可能に形成されている。

なお、上記実施形態においては、フランジ部4、5の部分10、11を予め形成した例を示したが、開蓋用耳部8、9のみを使用して蓋材7を開封できるような場合は部分10、11はなくてもよく、フランジ部4、5の部分10、11が予め形成されていない包装容器本体2、3を使用して本発明の包装容器1Aを製造することができる。

**【0024】**

包装容器1Aの開蓋用耳部8、9や開蓋用補助耳部10、11の大きさ、寸法を従来より約2倍に大きくすることができるため、子供、病人、女性など指先の力の小さい人であっても内容物をこぼすなどせずに容易に包装容器1Aの蓋材7を剥離して開封できる。

**【0025】**

開蓋用耳部8、9は蓋材7を白矢印方向に引っ張って開封する方向に向けてその端部に切り込み部12、13が設けられて形成されている。切り込み部12、13で切り放して開蓋用耳部8、9を手でしっかり保持したり掴み易くでき、使用勝手がよくなる。

**【0026】**

開蓋用補助耳部10、11は蓋材7を白矢印方向に引っ張って開封する方向に向けてその端部に切り込み部14、15が設けられて形成されている。切り込み部14、15で切り放して開蓋用補助耳部10、11を手でしっかり保持したり掴み易くでき、使用勝手がよくなる。

**【0027】**

開蓋用補助耳部10に例示したように例えば、前記特許文献1、2に記載されているような凹凸部16が形成されていると、手でしっかり保持したり掴み易くなる上、包装容器本体2、3のフランジ部4、5とシート状の蓋材7をシールする際に、開蓋用補助耳部10に対応する位置にある蓋材7の部分8が開蓋用補助耳部10にシールされないの、容易に開蓋用耳部8および開蓋用補助耳部10を形成できる。

**【0028】**

本発明の包装容器1Aを製造するには、包装容器本体2、3に図示しない内容物を入れた後、フランジ部4、5と、フランジ部4、5の形状や大きさと略同じシート状の蓋材7を对接させてシールする。前記連結部6の両端部に位置する蓋材部分8、9が対応するフランジ部4、5の部分10、11にシールされず、それぞれ蓋材7を開封する際の開蓋用耳部8、9および開蓋用補助耳部10、11として使用可能に形成する。

10

20

30

40

50

## 【0029】

図2は、本発明の包装容器の他の実施の形態を説明する説明図であり、本発明の包装容器1Bは、3個の包装容器本体2、3、3Aがそれぞれのフランジ部4、5、5Aの1端を介して相互に切り放し可能に連結されており(6はミシン目が施された連結部を示す。連結部6を必要に応じて分離することにより包装容器本体2、3、3Aを個々に分離できる)、包装容器本体2、3、3A内に図示しない内容物を入れた後、フランジ部4、5、5Aと、フランジ部4、5、5Aの形状や大きさと略同じシート状の蓋材7を対接させてシールして図示しない内容物が密封されている。包装容器本体2、3との連結部6の両端部に開蓋用耳部8、9および開蓋用補助耳部10、11が形成されているとともに包装容器本体3、3Aとの連結部6の一端部にも開蓋用耳部9および開蓋用補助耳部11が形成されている以外は、図1に示した本発明の包装容器1Aと同様になっており、本発明の包装容器1Aと同様の作用効果が得られる。この例では、包装容器本体が3個の例を示したが4個以上であっても差し支えない。

10

## 【0030】

図3は、本発明の包装容器の他の実施の形態を説明する説明図であり、本発明の包装容器1Cは、開蓋用耳部および開蓋用補助耳部を設けた位置が異なる以外は図1に示した本発明の包装容器1Aを2列に連結した形態の例を示すものである。4個の包装容器本体2、3、2、3がそれぞれのフランジ部4、5の2端を介して相互に切り放し可能に連結されており(6はミシン目が施された連結部を示す。連結部6を必要に応じて分離することにより各包装容器本体を個々に分離できる)、各包装容器本体内に図示しない内容物を入れた後、フランジ部4、5と、フランジ部4、5の形状や大きさと略同じシート状の蓋材7を対接させてシールして図示しない内容物が密封されている。各連結部6の両端部に開蓋用耳部9および開蓋用補助耳部11が合計4個形成されている以外は、図1に示した本発明の包装容器1Aと同様になっており、本発明の包装容器1Aと同様の作用効果が得られる。この例では、包装容器本体が4個の例を示したが6個以上であっても差し支えない。

20

## 【0031】

図4は、本発明の包装容器の他の実施の形態を説明する側面説明図であり、本発明の包装容器1Dは、図1に示した包装容器本体2、3の側壁に外部に連絡する複数の穴17が設けられている以外は図1に示した本発明の包装容器1Aと同様になっている。本発明の包装容器1D内に収納された図示しない内容物を外部から穴17を通して見ることが可能である。また穴17は外部に連絡しているので、空気が自由に本発明の包装容器1D内に入り、酸欠状態にならない。穴17の形状、大きさ、個数などは特に限定されず使用目的に合わせて適宜決めることが好ましい。したがって、空気を自由に本発明の包装容器1D内に入れたい場合や内容物を外部から穴17を通して見れるようにしたい場合は、包装容器本体2および/または包装容器本体3の側壁に外部に連絡する複数の穴17を設けることが好ましい。

30

## 【0032】

包装容器本体の材質は、天然樹脂や天然ゴムあるいは合成された熱可塑性樹脂や熱硬化性樹脂や合成ゴムや熱可塑性エラストマーなどの高分子化合物、金属、ガラス、セラミックス、紙、木、あるいはこれらの2種以上を組み合わせた複合材料や2種以上を積層した積層材料でもよく、特に限定されるものではない。しかし、成形性、経済性、物理・化学的性質、取り扱い性などの観点から熱可塑性樹脂あるいは熱可塑性樹脂と他の材料を組み合わせた複合材料や熱可塑性樹脂と他の材料を積層した積層材料は好ましく使用できる。包装容器本体の形状やデザイン、フランジ部長さ、フランジ部幅、包装容器本体開口部、高さ、厚さなどの寸法、色相なども特に限定されず、また内容物が見えるように透明であってもよく、あるいは不透明であってもよく、材質も含めて保形性、強度、耐熱性、遮光性、ガスバリアー性などを考慮して決めることが好ましい。

40

## 【0033】

熱可塑性樹脂としては、例えば、ポリアミド系樹脂、ポリエステル系樹脂、ポリオレフィン系樹脂、ポリイミド系樹脂、エチレン・ビニルアルコール共重合体、ポリビニルアルコ

50

ール系樹脂、ポリ塩化ビニル系樹脂、ポリ塩化ビニリデン系樹脂、ポリスチレン系樹脂、ポリカーボネート系樹脂、アクリロニトリルブタジエンスチレン共重合系樹脂、ポリエーテルスルホン系樹脂などのプラスチック、その他エンジニアリングプラスチックあるいはこれらを架橋処理、コロナ放電処理、プラズマ処理、紫外線照射処理、電子線照射処理などを施したものの、アルミナ、シリカ、酸化ケイ素などから選ばれる無機バリアー層を蒸着処理したものを挙げる事ができる。

【0034】

積層材料としては、例えばポリプロピレン/エチレンビニルアルコール共重合体/ポリプロピレン、ポリプロピレン/ポリ塩化ビニリデン/ポリエチレン、ポリプロピレン/ポリアミド/ポリエチレン、ポリエチレン/蒸着酸化ケイ素層/ポリエチレン、アルミニウム箔/シーラントなどから構成される積層材料を例示できる。

10

【0035】

熱硬化性樹脂とは、熱により硬化する樹脂であれば特に限定されず、代表的なものとして、例えばフェノール樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、ポリウレタン系樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、エポキシ樹脂、ジアリルフタレート樹脂、ケイ素樹脂、ポリイミド樹脂などを挙げる事ができる。

【0036】

複合材料としては、例えば天然樹脂や天然ゴムあるいは熱可塑性樹脂、熱硬化性樹脂や合成ゴムや熱可塑性エラストマーなどの高分子化合物を2種以上を組み合わせた複合材料や、これらにシリカ、アルミナ、タルクなどの無機充填剤、プラスチック微粒子、木粉、紙粉、シルク粉末などの有機充填剤、ガラス繊維、アルミナ繊維、ポリエステル繊維、ポリアミド繊維などの無機または有機繊維などを配合した複合材料を挙げる事ができる。

20

【0037】

蓋材は包装容器本体と同様、形状やデザイン、厚さや縦横などの寸法、色相など特に限定されず、また内容物が見えるように透明であってもよく、あるいは不透明であってもよく、材質を含めて強度、シール性、耐熱性、遮光性、ガスバリアー性などを考慮して決める事が好ましい。厚さの具体例としては、例えば50~150 $\mu$ m程度がシール性を考慮して好ましく使用できる。

蓋材の材質なども、包装容器本体と同じでもよくあるいは異なるものでもよく特に限定されず、例えば、ポリオレフィン、ポリアミド、ポリ塩化ビニリデンなどの熱可塑性樹脂や、アルミニウム箔/接着剤層、ポリエチレンテレフタレート/エチレンビニルアルコール共重合体/ポリプロピレン、ポリエチレン/蒸着酸化ケイ素層/ポリエチレンなどの複合材料を挙げる事ができる。

30

【0038】

包装する内容物は食品でもあるいは食品以外の例えば医薬品、漢方薬品、化粧品、飼料(魚粉、ヌカなど)、肥料、玩具、書籍、電気・電子部品や電気・電子製品あるいはその中間製品、工具、衣料、建材、寝具、コンパクトディスク(CD)やMDやCVD、化学品、野菜や穀類や果実などの農産物、花類、肥料、畜産物、水産物、窯業産物、自動車部品、照明器具、時計やジュエリー類などでよく、形態も粉粒体や塊などの固形物のような固体でもよく、液体でもよく、あるいはこれらの2つ以上の組み合わせや混合物でもよく、本発明において包装して保管、貯蔵、運送、販売などに取り扱う事ができるものであれば特に限定されるものではない。

40

【0039】

食品の例としては、例えば、ブラックペパー、ホワイトペパー、ジンジャー、ナツメグ、メース、シナモン、コリアンダー、クミン、カルダモン、レッドペパー、マスタード、オールスパイス、クローブ、バジル、タイム、マジヨラム、セージ、ターメリック、フェンネル、キャラウェイ、デイル、ガーリック、オニオン、サフラン、カレーパウダー、チリパウダーなどの香辛料が挙げられ、その他、かつお節、昆布粉、茶葉、抹茶、乾燥野菜類、穀類(原形粒および粉末を含む)、大豆粉末、コンニャク粉末など又はこれらの混合物、センナ、センブリ、オウレン、オウバク、ゲンチアナ、ショウキョウ、ダイオウ、マオ

50

ウ、シャクヤクなど、またオガクズ、フスマなどの混合培地からなるキノコ培地などの栽培原料などを挙げることができる。

【0040】

他の食品の例としては、例えば、カレー、シチュー、パスタソース、中華調理用ソース、トマトソース・ブイヤベースのような洋風煮込みソース等のソース類、おでん、うどん等の各種スープ・汁類、各種調味料等を粉末状にした食品や固形化した固形物、薄力粉、中力粉、強力粉などの小麦粉、コーンスターチ、馬鈴薯澱粉、小麦澱粉等の単独あるいは2種以上の混合物を挙げることができる。

【0041】

本発明で用いる包装容器本体や蓋材の形成法は特に限定されず、例えば公知の押出成形法、ラミネート法、真空成形法、圧空成形法、射出成形法などを使用でき、また蓋材のシールについても公知の装置、方法を使用できる。

10

【0042】

なお、上記実施形態の説明は、本発明を説明するためのものであって、特許請求の範囲に記載の発明を限定し、或は範囲を減縮するものではない。又、本発明の各部構成は上記実施形態に限らず、特許請求の範囲に記載の技術的範囲内で種々の変形が可能である。

【0043】

【発明の効果】

本発明の請求項1の包装容器は、少なくとも2個の包装容器本体を、これらの包装容器本体に形成したフランジ部を介して相互に切り放し可能に連結した複数の包装容器本体のフランジ部とシート状の蓋材をシールした包装容器であって、前記連結部の両端部の少なくとも1端部に位置する前記蓋材部分は前記フランジ部とシールされておらず前記蓋材を開封する際の開蓋用耳部として使用可能に形成されているので、必要に応じて各包装容器本体を切り放して使用することができる上、開蓋用耳部の大きさ、寸法を従来よりおよそ2倍に大きくすることができるため、子供、病人、女性など指先の力の小さい人であっても内容物をこぼすなど内容物に悪影響を与えることなく容易に蓋材を剥離して開封できるという顕著な効果を奏する。

20

【0044】

本発明の請求項2の包装容器は、請求項1記載の包装容器において、前記開蓋用耳部は前記蓋材を開封する方向に向けて端部に切り込み部あるいは切り放し可能部が設けられて形成されているので、切り込み部あるいは切り放し可能部を切り放すなどして開蓋用耳部を手でしっかり保持したり掴み易くでき開蓋用耳部の使用勝手がよくなるというさらなる顕著な効果を奏する。

30

【0045】

本発明の請求項3の包装容器は、請求項1あるいは請求項2記載の包装容器において、前記連結部の両端部の少なくとも1端部に位置する前記フランジ部に前記蓋材を開封する方向に向けて端部に切り込み部あるいは切り放し可能部が設けられて開蓋用補助耳部が形成されているので、切り込み部あるいは切り放し可能部を切り放すなどして開蓋用補助耳部を手でしっかり保持したり掴み易くでき開蓋用補助耳部の使用勝手がよくなるというさらなる顕著な効果を奏する。

40

【0046】

本発明の請求項4の包装容器は、請求項3記載の包装容器において、前記開蓋用補助耳部に凹部および/または凸部が形成されているので、開蓋用補助耳部を手でしっかり保持したり掴み易くなる上、包装容器本体のフランジ部とシート状の蓋材をシールする際に、開蓋用補助耳部に対応する位置にある蓋材が開蓋用補助耳部にシールされず、容易に開蓋用耳部および開蓋用補助耳部を形成できるというさらなる顕著な効果を奏する。

【0047】

本発明の請求項5の包装容器は、請求項1から請求項4のいずれかに記載の包装容器において、密封包装容器であることを特徴とするものであり、内容物の密封性、長期保存性に優れるというさらなる顕著な効果を奏する。

50

## 【0048】

本発明の請求項6は、少なくとも2個の包装容器本体を、これらの包装容器本体に形成したフランジ部を介して相互に切り放し可能に連結した複数の包装容器本体のフランジ部とシート状の蓋材を重ね合わせてシールして包装容器を製造する方法であって、前記連結部の両端部の少なくとも1端部に位置する前記蓋材部分が前記フランジ部にシールされず前記蓋材を開封する際の開蓋用耳部として使用可能に形成することを特徴とする包装容器の製法であり、本発明の包装容器を容易に製造できるという顕著な効果を奏する。

## 【0049】

本発明の請求項7は、請求項6記載の包装容器の製法において、少なくとも2個の包装容器本体を、これらの包装容器本体に形成したフランジ部を介して相互に切り放し可能に連結した複数の包装容器本体のフランジ部とシート状の蓋材を重ね合わせてシールして包装容器を製造する方法であって、前記連結部の両端部の少なくとも1端部に位置する前記蓋材部分に対応する前記フランジ部に凹部および/または凸部を設けて、前記蓋材部分に対応する前記フランジ部にシールされず前記蓋材を開封する際のそれぞれ開蓋用耳部および開蓋用補助耳部として使用可能に形成するので、開蓋用補助耳部を手でしっかり保持したり掴み易くなる上、包装容器本体のフランジ部とシート状の蓋材をシールする際に、開蓋用補助耳部に対応する位置にある蓋材が開蓋用補助耳部にシールされず、容易に開蓋用耳部および開蓋用補助耳部を形成できるというさらなる顕著な効果を奏する。

## 【図面の簡単な説明】

【図1】本発明の包装容器の一実施の形態を説明する説明図である。

【図2】本発明の包装容器の他の実施の形態を説明する説明図である。

【図3】本発明の包装容器の他の実施の形態を説明する説明図である。

【図4】本発明の包装容器の他の実施の形態を説明する側面説明図である。

【図5】従来包装用容器を説明する説明図である。

【図6】従来包装容器を説明する説明図である。

## 【符号の説明】

1 A、1 B、1 C、1 D 本発明の包装容器

2、3、3 A 包装容器本体

4、5、5 A フランジ部

6 連結部

7 蓋材

8、9 蓋材部分(開蓋用耳部)

10、11 部分(開蓋用補助耳部)

12、13、14、15 切り込み部

16 凹凸部

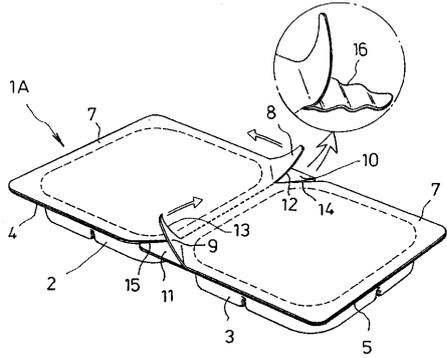
17 穴

10

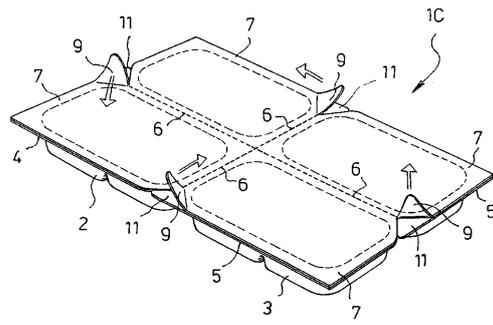
20

30

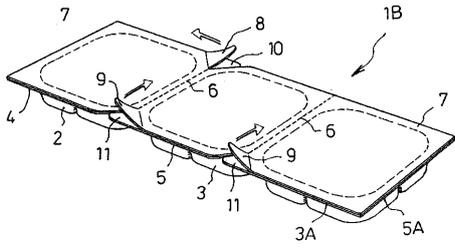
【 図 1 】



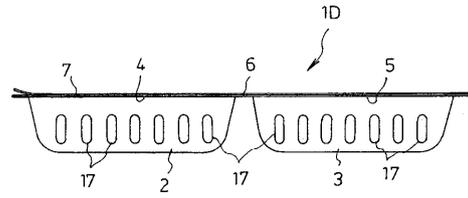
【 図 3 】



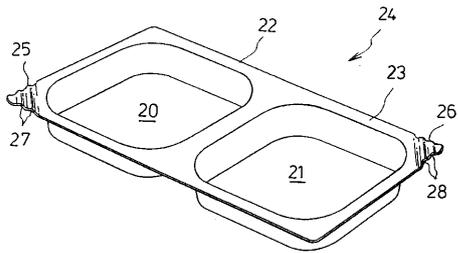
【 図 2 】



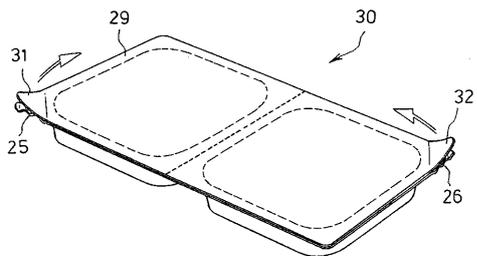
【 図 4 】



【 図 5 】



【 図 6 】



---

フロントページの続き

F ターム(参考) 3E067 AB01 BA01A BA07A BA10A BC07A DA08 EA04 EA15 EB07 EB11  
EB27 FA08  
3E084 AA05 AA14 AA22 AA24 AA26 AA32 AA34 AA35 AA37 BA01  
BA06 BA08 BA09 CA03 CB04 CC02 CC03 CC04 CC05 CC08  
FA09 FD13 GB08 GB17  
3E094 AA04 AA20 CA01 DA02 HA13